

## 令和4年第4回訓子府町議会臨時会会議録

### ○議事日程

令和4年11月30日（水曜日）

午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名（2名）
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第59号 専決処分の承認を求めることについて
- 第4 議案第60号 専決処分の承認を求めることについて
- 第5 議案第55号 令和4年度訓子府町一般会計補正予算（第11号）について
- 第6 議案第56号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第57号 町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第58号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○出席議員（9名）

1番	余湖龍三君	2番	西森信夫君
3番	山田日出夫君	4番	仁木義人君
5番	西山由美子君	6番	須河徹君
7番	泉愉美君	8番	谷口武彦君
10番	河端芳惠君		

○欠席議員（1名）

9番 工藤弘喜君

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
副町長	森谷清和君
総務課長	硯見康之君
企画財政課業務監	本庄朋美君
町民課長・元気なまちづくり推進室長	坂井毅史君
福祉保健課長	今田朝幸君
福祉保健課長補佐	関口好子君
農林商工課長	大里孝生君
建設課長	荒沢直樹君
建設課業務監	河端健君
上下水道課長	森田繁光君
会計管理者	渡辺克人君
教育委員会教育長	林秀貴君
管理課長・子ども未来課長	高橋治君
子ども未来課長補佐	ト部恵司君
社会教育課長・図書館長	山田洋通君
農業委員会事務局長	今田和則君
監査委員	平塚晴康君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	石岡宏造君
議会事務局係長	小林央君

◎開会の宣言

○議長（須河 徹君） おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、令和4年第4回訓子府町議会臨時会を開会いたします。

◎議会運営委員長の報告

○議長（須河 徹君） 西森議会運営委員会委員長から本日の議会運営について報告をいただきます。

○議会運営委員長（西森信夫君） おはようございます。

それでは、ただいま議長からのご指示がありましたので、議会運営委員会からご報告を申し上げます。

本日の午前9時から議会運営委員会を開催いたしまして、令和4年第4回臨時町議会の運営について協議をいたしました。

本臨時会に町長から提出されている議案は5件、議員提案が1件でございます。

なお、本臨時会については、行政報告はありませんので、令和4年第4回臨時議会招集の挨拶を受けることとなっておりますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、会期につきましては、本日1日間といたします。

また、議事日程につきましては、お手元に配布の資料のとおりでありますので、ご覧になっていただきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症対策としましては、本臨時会においても、マスクの着用、手指消毒など、感染予防のため、引き続き、取り組むことといたしました。

以上のとおり議会運営委員会で決定いたしましたので、議員ならびに説明員の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます、議会運営委員会からの報告とさせていただきます。

○議長（須河 徹君） ご苦労さまでした。

◎開議の宣告

○議長（須河 徹君） 本日の出欠報告をいたします。

本日は工藤議員から欠席の届出が出ております。したがって9名の出席であります。

なお、細川農業委員会会長、森下選挙管理委員会委員長、篠田企画財政課長から本日欠席の連絡がありました。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（須河 徹君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（石岡宏造君） 本臨時議会の説明員ならびに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりであります。

なお、本臨時議会に町長から提出されております議件につきましては議案が5件、議員提案1件でございます。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（須河 徹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、議長において、5番、西山由美子君、7番、泉愉美君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（須河 徹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定しました。

◎町長挨拶

○議長（須河 徹君） ここで本臨時会招集にあたり、菊池町長からご挨拶がございますので、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） おはようございます。ただいま、議長のお許しをいただきましたので、本臨時議会招集のご挨拶を申し上げます。

先立ちまして、何点か私の方からお話をさせていただきます。

まず、第1点です。10月12日に第3回臨時町議会が開催されました。私は濃厚接触者ということで、町長になってから初めて議会を欠席することになって、大変なご迷惑をお掛けしたと思えますけれども、副町長を中心に説明員の皆さんのご努力で第3回臨時町議会を終えたことと報告を受けております。

まず、1点目ですけれども、10月20日に姉妹町の交流20年を記念して津野町から54名の来訪者がございました。町民の温まる歓迎で大変感動して帰ったようでございますけれども、関連して11月6日に津野町の産業祭がございました。これには商工会を中心にした訓子府のブースを初めて正式に店舗を出店しておりまして、町内事業者の方も出品をしたところでございますけれども、ほぼすべて売れてしまったということの報告を受けておりますし、これらについても今後、津野町とのさらなる交流を期待するところでございます。

また、2点目になりますけれども、昨日、担い手カップルの激励会がございました。私は招かれて出席させていただきましたけれども、令和3年から現在に至るまで6組の農業後継者の新たなカップルが誕生しておりまして、大変うれしいなど。このコロナ禍の中なかなか祝賀会等を開催できなかったようですけれども、後継者の祝賀会といいましようか、カップルが誕生したという報告を受けているところでございます。

さて、3点目でございます。今日、午後3時から訓子府町メロン振興会の50周年記念式典が開催されます。ご存じのとおり昭和48年に設立されたメロン振興会は50年の節目を迎えて現在44戸の生産者でこの式典と行事を執り行うわけでございますけども、平成18年には北海道朝日農業賞、さらには10年には日本施設園芸協会会長賞などを受賞し、今なお非常に頑張っておられる生産者たちでございます。今回の夜間町長室にも役員の方が来町されて町民に愛されるメロンを今後も引き続き頑張っていきたいという決意を述べられて、私も今日、激励に駆けつけるところでございます。

さて、本臨時町議会にあたり提案しています概要を申し述べましてご理解を賜りたいと思います。

まず、一般会計の補正予算についてであります。3,614万9千円の追加補正を提案させていただいております。

内容は物価高騰対策関連経費が中心になってございます。

まず、歳入では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分と電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金が創設され、各地方公共団体に配分されることになりましたことから、1,459万2千円を追加しております。

次に、本臨時会で和解の専決処分の承認を提案しております案件の損害賠償金26万8千円を計上しております。

歳出では、農業費で畜産事業者に対し輸入粗飼料等の価格急騰による生産コスト上昇分を支援するため、飼料高騰対策事業補助金として2,600万円を計上。

さらに、農業交流センターの給湯ポンプが故障し、至急修繕が必要であることなどから23万5千円の追加。

商工費では、原油価格・物価高騰による大きく影響を受けている事業者に対し経営継続のための支援金として660万円を計上。

教育費では、歴史館と屋内ゲートボール場、新型コロナウイルス感染防止のための館内換気、経年劣化した現状のストーブでは十分にできないための更新費用として、合計325万4千円の追加を提案させていただいております。

次に、条例改正についてですが、期末手当支給割合の改定に伴う町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与に関する条例と勤勉手当の支給割合と若年層の給料単価の改定に伴う職員の給与に関する条例の一部改正を提案させていただいております。

次に、専決処分の承認を求める件について、道営事業の受託事業の誤認による保安林の一部伐採により、町に損害が発生したことについて、町と受託業者で和解が成立しました件と新型コロナワクチン接種事業の補正について、専決処分を行いましたことから承認を求める提案をさせていただいております。

以上、議案5本につきまして、各担当課長から説明をさせますので、ご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。本臨時会招集のご挨拶とさせていただきます。

#### ◎議案第59号

○議長（須河 徹君） 日程第3、議案第59号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書17ページです。

農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 議案第59号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

このページの一番下にありますとおり令和4年8月に発生した日出保安林敷地内における場所の誤認により、保安林の一部を伐木し、訓子府町に被害を与えた和解が成立したため、議会の承認を求めるものでございます。

18ページご覧ください。

この部分の和解の内容について、このページにて説明させていただきます。

1. 発生日時、令和4年8月11日・12日。

2. 発生場所、訓子府町字日出337の1。

3. 相手方、北見市青葉町16番23号、水元建設株式会社 代表取締役 嵯峨孝一。

4. 概要、水元建設株式会社は道営畑地帯訓子府北東地区61工区排水路工事における残土処理のため、訓子府町保安林隣接地である字に日出293の1内を土捨場として設定し工事着手するも、場所を誤認し保安林の一部を伐木し残土を捨て、町に被害を与えたものであります。

この部分、若干、補足をいたしますと、この保安林の南北に走る保安林と残土を捨てる部分が並行に保安林の東側に民地がございます。その部分に土捨場を設けて工事を着手するというものでしたけども、そこを越境してしまつて保安林の木を一部切つたというものでございます。

5. 和解の要旨、この事故に関し、水元建設株式会社が損賠賠償をすることで11月1日に和解した。

6. 損害の賠償額が26万8,738円。

こちらの根拠につきましては、越境して伐木してしまった木がもう切られた後でしたので、私どもで現地確認して、推測になりますけど、十五、六本伐木されたというようなもので、今までそこにかかった立木の費用、評価、そういったものを評価しまして、この額を決定した経過でございます。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（須河 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第59号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第60号

○議長(須河 徹君) 日程第4、議案第60号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書19ページです。

企画財政課業務監。

○企画財政課業務監(本庄朋美君) 議案書の19ページをお開きください。

議案第60号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

今回の予算の専決処分は、急遽、新型コロナウイルスワクチン乳幼児接種の実施が決定されたことから速やかに事業を進める必要があり専決処分したものです。

それでは、次のページの専決処分書により、専決処分を行った令和4年度訓子府町一般会計補正予算(第10号)の内容説明をいたします。

まず、第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ106万3千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ53億2,676万8千円とするものです。

第2項にありますように、この補正における款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの第1表のとおりですが、これにつきましては、ご覧をいただくこととし、内容については、22ページの事項別明細書により説明をさせていただきます。

それでは、事項別明細書の説明をさせていただきますが、先に歳出を行い、その後、歳入の説明を行いたいと思います。

23ページの歳出になります。

4款、1項、2目、予防費の事業区分、新型コロナウイルスワクチン接種事業では、新たに生後6か月以上から4歳以下の乳幼児を当該ワクチン接種対象者とし、令和5年3月31日までに3回接種を実施するもので、役務費の通信運搬費では、接種券郵送料として3万5千円を追加。

手数料では、町外で接種した場合の国保連手数料として2万3千円を追加、合わせまして5万8千円を追加。

委託料では、乳幼児接種にかかる予防接種台帳などのシステム改修業務31万3千円を追加。

接種券等作成業務では、接種券の印刷、折り込み物の封入処理等にかかる経費として24万5千円を追加。

新型コロナウイルスワクチン接種業務は、訓子府クリニックでの個別接種の委託で4万6千円を追加。合わせまして60万4千円を追加。

負担金、補助及び交付金では、町外接種分の接種費用として、新型コロナウイルスワクチン接種負担金40万1千円を追加。

次に、22ページ戻りまして、歳入になります。

上の表の14款、1項、2目、衛生費国庫負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金では、当該ワクチン接種にかかる個別接種の委託料や手数料などに対する負担金で46万9千円を追加。

下段の表の2項、3目、衛生費国庫補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金は、当該ワクチン接種に対する補助ですが、システム改修や接種券作成などに対する経費の補助で59万4千円の追加。

以上、補正内容について、説明をさせていただきましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

7番、泉愉美君。

○7番（泉 愉美君） 7番、泉です。23ページの歳出の方でお聞きしたいんですけども、6か月から4歳までの乳幼児ということでしたけれども、町には何人ぐらいいて、そのうちの何%ぐらいを想定した予算組みなのかをお聞きしたいと思います。

それと個別接種、クリニックでされる場合と町外の多分小児科のかかりつけのところに行って接種することも考えられていると思うんですけども、その配分というか、それを教えてほしいと思います。

あと、来年の3月31日までにということでしたけれど、大体のスケジュールを教えてください。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） ただいま、3点のご質問がありました。

まずですね、対象者の何人を目安に予算を計上しているかという部分でございます。一応対象者が一応127人ほどいるということになってございます。その中で、これまでの12歳以下の子どもたちの接種状況等を勘案しまして、大体2割程度、25人ということでご予算の方を計上させていただいております。

続きまして、個別接種と集団接種、北見での医療機関での接種の配分ということでごございました。基本的には、4歳児までの乳幼児ですので、北見市のこれまで接種をさせていただいております3医院ですね、そちらの方でやっていただくということで考えておりますけれども、クリニックでもしたいという方がいらっしゃるという部分もありますので、クリニックの部分で5名ほど予算を計上させていただいております。

あと接種スケジュールですけども、国の方では、先ほど言いましたように3月末までに3回接種を済ますという形になってございますので、来週ぐらいにはですね、まず対象者の方々に接種券の方を郵送させていただくということで考えております。それで、接種を希望される方につきましては、1月の15日までに1回目の接種をしていただくということで通知文にも記載をさせていただく予定でございます。それで2回目が3週間後、3回目が8週間後ということになりますので、それで計算しますと1月15日までに1回目を接種していただければ、3回接種できないという形ですので、そういったことで、皆さんの方に周知させていただく予定で考えております。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

5番、西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 5番、西山です。この4歳以下の乳幼児に対しては、ほかにもたくさんのワクチン、予防接種があるんじゃないかと思うんですが、その辺の、例えばこのコロナワクチンに関しては、今、課長がおっしゃったように2回目まで3週間、そして3回目まで8週間おくということですが、ほかのワクチンとの何て言うんですか、兼ね合いというのをそれは親御さんが自分でこう管理していくということなのか。それから、もし、1回目とか2回目で子どもさんに副反応とか出た場合にどういう相談体制がとられるのか、その辺のことをお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長補佐。

○福祉保健課長補佐（関口好子君） ほかの予防接種との間隔とかの管理なんですけども、基本的には保護者の方が予防接種のスケジュールについて、計画的に行っていただくんですけれども、今回急にコロナワクチンの接種が入ったということで、一応基本的にはコロナワクチンを打ったあとと前後、13日間はほかの予防接種が受けられないということがありますので、ただ、インフルエンザに関しては、その間隔というのは特に規定がなく、成人では同時に受けてもいいということなので、ただ、乳幼児の場合は、ちょうど6か月からとなると、もうほかの予防接種がかなり入ってきているというか、種類も多いというところは、保護者の方が管理していただいて、ご相談があればスケジュールの相談には保健師が対応したいと思います。

また、医療機関の方でも、その辺はきちんと母子手帳の方を確認して接種されますので、その辺は心配ないかと思えます。

副反応については、これも大人の方と一緒に、基本的には小児科での対応に、一時的な対応についてはなるんですけれども、大きな副反応とか出た場合については健康被害というところでの対応になるかと思えます。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第60号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第55号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第5、議案第55号 令和4年度訓子府町一般会計補正予算（第11号）についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書1ページです。

企画財政課業務監。

○企画財政課業務監（本庄朋美君） それでは、議案書の1ページをお開きください。

議案第55号 令和4年度訓子府町一般会計補正予算（第11号）の説明をいたします。

まず、第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,614万9千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ53億6,291万7千円とするものです。

第2項にありますように、この補正における款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの第1表のとおりですが、これにつきましてはご覧をいただくこととし、内容については、3ページ以降の事項別明細書により説明をさせていただきます。

それでは、事項別明細書の説明をさせていただきますが、先に歳出を行い、その後、歳入の説明を行いたいと思います。

4ページの歳出をお開きください。

6款、1項、4目の畜産業費の事業区分、畜産振興事業では、町内に在住し、畜産経営を営む個人および法人で、国産粗飼料の利用拡大や生産コストの削減を図るものを対象に、輸入粗飼料等の価格急騰による生産コスト上昇分に対し支援を行うため、乳用牛、肉用牛、馬、鶏の10月1日の飼養頭数に応じて補助するものです。

各1頭当たりの単価は、乳用牛6,400円、育成牛5千円、肉用牛1万5千円、馬5千円、鶏1羽千円です。

なお、それぞれの頭数ですが、乳用牛と育成牛、合わせて3,300頭、肉用牛220頭、馬20頭、鶏千羽となっております。

負担金、補助及び交付金の飼料高騰対策事業補助金として2,600万円の計上。

6目、農業交流センター費の事業区分、農業交流センター等管理運営事業の需用費では、農業交流センターの機械室の給湯ポンプの故障と東側駐車場の外灯の機器故障により、修繕料23万5千円を追加。

その下の表の7款、1項、2目、商工業振興費の事業区分、商工業振興対策一般事業では、原油価格、物価高騰により大きく影響を受けている事業者に対して、今後の経営継続を支援するため1件当たり3万円の支援金を支給するものです。

対象者は、農業を除く中小企業等の事業主で、件数は法人が80件、個人が140件、合計220件を見込んでおります。

役務費では、周知用広告折込手数料として6万円の計上。

負担金、補助及び交付金の原油価格・物価高騰対策事業者支援金では、220件に対して1件当たり3万円を支給するため660万円の計上。

次のページの10款、5項、1目、社会教育総務費の事業区分、歴史館維持管理事業の備品購入費では、暖房用ストーブが経年劣化による燃焼効率低下により、新型コロナウイルス感染防止を目的とした換気対策が十分に行えないことから、ストーブ4台を交換するため、施設用備品113万3千円を計上。

その下の表の10款、6項、2目、体育施設費の事業区分、屋内ゲートボール場維持管

理事業の備品購入費も暖房用ストーブが経年劣化による燃焼効率低下により換気対策が十分に行えないため、4台のストーブを交換するため、施設用備品212万1千円を計上。

次に、3ページに戻りまして、歳入になります。

上の表の14款、2項、1目、総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金では、町独自のコロナ対策事業の財源として1,459万2千円の追加。

中段の19款、1項、1目、繰越金では、予算の財源調整として2,128万9千円の追加。

その下の表の20款、5項、2目、弁償金では、道営畑地帯訓子府北東地区排水路（穂波川）工事における残土処理のため、訓子府町の保安林内に隣接する民有地を土捨場として設定していましたが、8月11日と12日の作業で場所を誤認し町の保安林の一部を伐木した事故が発生しました。この度、事故の復旧計画が整い、損害賠償額が確定し、和解が成立したことから26万8千円を追加。

最後に、別に配布の資料1は、一般会計補正予算にかかる投資的事業の資料となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上、補正内容について、説明をさせていただきましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

5番、西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 5番、西山です。3ページの歳入の方で1点、お伺いします。20款の5項、2目、弁償金、26万8千円です。先ほどの専決処分のごとで聞けばよかったですけれども、この26万8千円の詳しい中身というんですか、それを教えてください。

それと、こういう事故が二度と起こらないような何か対策をとられているのか、その辺も教えていただきたいと思います。

それからですね、5ページの社会教育総務費と体育施設費のそれぞれストーブ4台ずつあります。たぶんいろんな型式が違うんだらうということは想像できるんですが、このちょっと具体的な中身、金額の違いなどを教えていただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） ただいま、ご質問のありました20款、5項、2、損害賠償金の詳細な中身につきまして、先ほどの専決のところでご説明しましたけども、そもそもが十五、六本、木が立ってたものを伐採してしまったということで、主にカラマツというような形になっております。その材積、木を切った部分の容量といいますか、それが20.734m<sup>3</sup>というような中身です。そのうち、カラマツが18.471m<sup>3</sup>、雑木が2.263m<sup>3</sup>ということになっております。先ほどの26万8千円の内訳として、今その木の材積の部分ともう一つ木を切った後に表土をちょっとめくってしまったということで木が生えた部分の土地の部分を元どおりにしなきゃなんないというような、二つの部分が出てきております。その十五、六本の木を切ったとこの面積はということで640.4m<sup>2</sup>、単位に直すと6aぐらいですね、その部分を復旧しなければならないというようなこ

とで積算をしております。先ほど言ったカラマツ、その木、切った部分を樹齢と幹の太さ、そういった部分から何材に使えたのかというような町の検収というのを現地で行いまして、その結果、立木分の賠償金額で25万9,170円を算出しております。

あと、先ほど2点目の言った表土がめくれてたというような部分の土地の部分として、9,568円、合わせまして26万8,738円という金額になります。

再発防止につきましては、もちろん、この木の伐採が始まる前は、このそもそもの工事の畑総事業の発注者は道です。道の中部耕地出張所、あとわれわれ、業者の3者で現地は確認しております。ただし、木を切る寸前というようなところで立ち会ったかと言ったらそうではありません。だからこちらとしては、やはり伐木とかが生じる土捨場の、普通にただ土を捨てるだけだったら必要はないと思っておりますけど、木を切ったりしなきゃなんないかというような工事が発生するときは、直前の立会ということをする事で再発防止に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 社会教育課長。

○社会教育課長（山田洋通君） 議案書5ページ、社会教育総務費での歴史館維持管理事業、施設用備品と保健体育費、体育施設費、屋内ゲートボール場維持管理事業での施設用備品、この2点について、ご説明をします。

まず、歴史館でございますが、歴史館は現在ストーブが7台設置しております、そのうちの1階部分、4台を整備、更新をするということでございます。このストーブの能力的なことをご説明いたしますと、暖房出力が17.6kwを4台ということで、面積にしますとそれぞれですね、75㎡ほどの対象としたストーブを同じものを4台設置をするということでございます。金額の内訳につきましては、参考見積では25万7,400円の4台分の消費税ということでなっております。

続いて、ゲートボール場です。ゲートボール場につきましては、コート、競技場には6台、事務室に2台設置しております、そのうちコート、競技場の部分を大型のものを2台、そして事務室用に2台というものを整備、更新するというところでございます。まずはコート内の大型のストーブでございますが、これにつきましては、能力的には29.1kw、面積でいきますと124㎡の対象の能力をもっているものを2台ということです。それとですね、事務室では、5kwの中型のストーブですが、これは21㎡を対象とした能力を持ってまして、それを2台、整備をするということでございます。金額的なことを申しますとコート内の大型のストーブでは79万6,600円の2台の消費税、そして事務室におきましては、16万7,250円の2台の消費税ということで予定をして整備を凶るものでございます。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

3番、山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 3番、山田です。何点かお伺いします。

まず3ページ、下段の弁償金であります。よく内容は分かりました。今の課長の説明で細かく聞きました。ただ、ちょっとお聞きしたいのが1点あるんですけども、現状回復ということが原則でありますから、表土を元に戻す経費、それと材積に基づいて賠償金をいただくということですが、保安林の役目は将来にわたって防風雪から農地を守ることであ

ります。一定程度育ってたわけですよ。それを材を売るかのごとく市場価格というんでしょうか、それに材積を掛けただけで済むのかなという疑問を今ふと思いました。だから慰謝料的な部分をですね、入っていないのはちょっとどうかと。その見解を伺いたいのが一つ。

それとストーブ。今、5ページの歴史館とゲートボール場のストーブ。よく分かりました。わかりましたけども、今まで使われているストーブの処分の方法。捨てるのかリサイクルするのか売するのかお聞きします。

それと4ページ、商工費、燃料高騰に伴う支援の一律3万円の話ですけども、先日、説明あった後、議員の中で少しお話し合いをしたんですけども、支援をする対象というのはもう規模が格段に違いますよね、まず暖房ですから床面積、暖をとる職員の数、全然違うと思います。それでちょっと変だよという大方の意見でしたけども、せめて会社と社会福祉法人と個人営業とざっくり分けて支援を細かくすることはできないのかなとちょっと思いました。燃料という文字は文字どおり料なんですよ、だから状況に応じて少し差があってもいいのかなと思いましたが、その見解を、見解というかお考えをお聞きしたいと思います。反対するものではありませんけども、どうせされるんだったらやっぱり対象に応じた対応が必要でないかなと思いました。

以上です。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 今、山田議員から質問がありました保安林の伐採の件、これまで専決処分の和解の話ばかりに話が集中してましたので、私の部分で全体像の説明が欠けておりましたので、そこも含めて説明させていただきます。

和解の部分は、もともと立木があった木を中心に賠償してもらうよというような話だったんですけども、先ほど言ったそのまわり、周辺も残土を捨てる部分を保安林の沢地に少し捨ててしまったとか、土地の形状を若干変えてしまったとか、そういったこともございました。その部分は道営事業ということで業者の方で10月31日から本日まで、既に工期はもう今日で終わりますけども、土地の形質を変えたことに関する復旧工事と。土工、のり面工、客土工、そういった部分をやっております。その現地確認は12月にわれわれが立会して行くことになっていると。あと保安林の木についてご指摘がありましたけども、おっしゃるとおりでございまして、なくなってしまった部分を復旧させなきゃならないというようなことなので、今申し上げた土質の部分の復旧工事のほかに保安林をこれから復旧させるというようなことで、来年5月にカラマツの1号苗を160本そこに植栽しまして、そこから4年間、下刈りを4年間で7回実施します。それをすべて先ほどの和解が成立した業者が行うというようなことまでセットで詰めて全体の話となっておりますので、ちょっと説明が不足しまして失礼しました。

○議長（須河 徹君） 社会教育課長。

○社会教育課長（山田洋通君） ただいま、ストーブの整備、更新の関係でのリサイクルするのか、要するに処分するのかというご質問でございました。今回整備、更新するストーブでございますが、まず、歴史館につきましては、平成14年に開館の際に設置をしたストーブでございます。それ以降ですね、故障とかそういう修繕を伴いながら現在まで使用していたということでございますし、また屋内ゲートボール場でございますが、これは

平成元年度に6台を設置しました。それ以降ですね、平成14年2台更新、15年2台更新という経過を経ていまして、今回は残る最後の2台というようなことになります。これらの機器につきましてはですね既に部品の供給が保障されないということ。2点目には古い機械ですので、暖房効率、燃料の効率というのが非常に低下しているという部分。現在使っていて、時折、不完全燃焼といいますかね、そういう部分のトラブルも見受けられるためですね、今回につきましては、撤去、処分ということで対応していきたいと考えております。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 4ページ、7款、1項、2目の商工業振興対策一般事業の原油価格・物価高騰対策事業者支援金でございます。今ご質問のあった会社とか個人では規模が全然違うので、一律の額がということでのご質問だったかと思えますけれども、私もですね、正直いろいろな会社の規模があって、正直、個人経営のような会社の人数が少ない従業員のところもありますし、大規模なところもあると思います。そこをですね、なかなか線引きするとすると、どこがどうだとかいうことで、これはいろいろ賛否があると思うんですけども、まずはですね、3万円という設定をしているのは、道で事業継続の支援金というのやっているんですけども、これは法人と個人で金額10万円と5万円に分かれているんですけど、ただ売り上げの減少が20%以上とか、そういうことでやっていますんで、3万円、今設定しているというのは、どんな小さなお店でも今回のこの物価の高騰でいけば3万円はまず影響を受けているだろうということでの設定です。大きなところからすればきっと満足のいく額ではないとは思いますが、今回設定させてもらったのは、そのように設定させてもらっています。書類的にもですね、道の継続の支援金でいけば、やはり10万円、5万円ということで、まあまあな額なんですけど、書類が売上表ですとか、請求書とか、その辺を付けなきゃ駄目なんですよね。できる限りそういう事業者に手間をかけさせないよということでの3万円だったらどこの事業者も影響を受けているんで、今回申請書とか最低限、確定申告書とか付けていただいて、支援金を支給したいということでの設定でございます。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

5番、西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 5番、西山です。今の支援金のことについて、再質問なんですけど、説明いただいた中でですね、これはすべての220の個人から法人の220の業者に対して申請をまずしてもらおうということでしたよね。それで全体へのお見舞金であれば一律でも構わないのかなと思うんですけど、申請をしていただいて、支給決定を書類審査後で申請者に支援金支給の可否について決定通知書を郵送すると。そういう流れですよ。そうなりますと、この3万を申請して可否という、要するに支給されないということは、どういうときに想定されているのか、そういうことが起こり得るのか、その辺もお伺いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 今、書類の審査ということでご質問だったんですけども、正直ですね、出してもらった資料が申請書とあと確定申告書ということなんで、売り上げとかは一切関係ありませんので、ないです。ただ、新規、例えば事業者でい

けば、ここ10月1日基準にして、それ以降でしたら対象にならなかつたりしますので、それ以外で、確定申告書、例えばしてなくて書類を出せないという方も中にはいらっしゃると思いますので、書類の中身というか、売り上げがどうだとかというのではなくて、書類が本当に不備だとか、要件を満たしてないということの書類審査というか、そういうことになります。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

3番、山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 3番、山田です。先ほど三つ質問して二つ納得しました。確認したいのは、ストーブのことなんですけど、処分するということでしたけども、鉄くずとして売ってほしいんですね。処分と言われましたけど、鉄くずとして売って何がしかの町の収入にさせていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（須河 徹君） 社会教育課長。

○社会教育課長（山田洋通君） ただいま、ストーブの処分のことについてのご質問ございましたけども、今現在ですね、今回、整備を図る上で積算する中で処分料として、この費用の中に入れて計上させていただいてます。個々の部品の材料の中で鉄くずという部分につきましては、ちょっと私は詳しくは存じ上げないんですが、当初の事務の進め方として処分料も含めてということと考えております。ご理解ください。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

1番、余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 1番、余湖です。とりあえず一つお願いします。今のストーブの関係でお聞きします。これは考え方を聞きたいんですけども、社会教育費の、要するに歴史館の維持管理のためのストーブを4台替えると。要するにこれはストーブが古くなったんで暖房効果も果たさないし、換気対策ができないということだと思んですけど、私はちょっと漠然と考えて歴史館の使用頻度とか、冬期間の使用頻度からいって、これを早急に替えなければいけないのかなと。これからの話になると思いますけども、歴史館の冬期間の閉鎖とかを考えると今すぐストーブを買うべきなのか、とりあえず閉館、来る人に不便をかけるんだとしたら閉館を考えると、何かそういうような考え方はなかったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 社会教育課長。

○社会教育課長（山田洋通君） ただいま、歴史館の使用頻度、利用のことについてのご質問であったかと思えます。歴史館につきましてはですね、現在ですね、事前予約による開館しての説明する対応ということで、基本的にはそのように取らせていただいています。利用状況につきましては、令和3年度におきましては、年間で138名、令和2年度につきましては、コロナの影響で閉鎖という期間もございましたが、令和2年度においては99名という実績でございます。この利用の内訳につきましては、一般の方もありますが、現在ですね、学校の児童や生徒、いわゆる授業の一環としての、訓子府の歴史を学ぶという部分での利用が徐々に定着してきております。そのストーブの関係ですが、やはり学校の授業につきましても冬期間での利用申込みもございます。例えば、昨日ですと訓子府小学校の6年生が授業の関係での見学というのもございました。ですので、この冬の期間にどう対応するかということをお考えた場合にですね、やはりストーブがちゃんと稼働していな

いと内観していただいている方々にご不便をかけるということもございます。ですので、今回このように更新整備をさせていただくということでございます。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第55号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第56号、議案第57号、議案第58号

○議長（須河 徹君） この際、日程第6、議案第56号、日程第7、議案第57号、日程第8、議案第58号は、関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第56号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書6ページです。

西森信夫君。

○2番（西森信夫君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由をご説明いたします。

議案書の6ページをお開きください。

議員提案であります。

議案第56号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第31号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

令和4年11月30日提出。

本案の提出者は、所管の議会運営委員会でございます。

訓子府町議会議員 西森信夫、同じく、泉愉美、同じく、西山由美子、同じく、工藤弘喜の4名でございます。

本年10月7日の閣議において、国家公務員の給与について、本年8月8日の人事院勅

告どおり改定を行うことなどが決定され、また、あわせて、これに関わる給与法等改正法案も閣議決定されました。

本年度の国家公務員の給与について、本年8月8日の人事院勧告どおり改定を行う内容の改正給与法案が衆参両院で可決し、11日に成立をいたしました。

この条例改正につきましては、従来から、この勧告に基づき改正してきている町の特別職に準じて議会議員の期末手当についても改正してきている経過を踏まえ、本年11月28日の全員協議会において協議を行い、同じ率の改定を決定し、この条例案を提案させていただくものであります。

それでは、記以下について、ご説明をいたします。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

今回の改正につきましては、次のページに新旧対照表を掲載しておりますので、ご覧をいただきたいと思っております。

表の右側が現行であり、左側が今回の改正案でありまして、改正箇所には、下線を引いております。

なお、内容の説明につきましては、下段にあります「期末手当改正概要」にて、ご説明いたします。

まず、第1条の第5条第2項中「100分の215」を「6月に支給する場合には100分の215、12月に支給する場合には100分の225」に改めるものとし、また、第2条の第5条第2項中「6月に支給する場合には100分の215、12月に支給する場合には100分の225」を「100分の220」とし、年間の支給月数を現行4.30か月から0.10か月引き上げ、4.40か月とするものであります。

次に、1ページ戻りまして附則であります。この条例は、公布の日から施行するものであります。ただし、第2条の規定につきましては、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第56号について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第57号 町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書8ページです。

総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 議案書の8ページをお開きください。

議案第57号 町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例（昭和25年条例第15号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

次の議案第58号で職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を提案させていただきますので、この中で勤勉手当の改正がございまして、期末勤勉手当の支給割合が改正となりますことから、これに準じて町長、副町長及び教育委員会の教育長の期末手当支給割合を改正しようとするものでございます。

8ページに改正案が載っておりますけれども、9ページの新旧対照表の方とその下の期

末手当改正概要という表によりご説明を申し上げます。

まず、新旧対照表をご覧くださいますと上段に第1条、下段に第2条とありますが、内容といたしましては、期末手当の支給割合が規定されている本則の第3条第2項の改正となっております。上の第1条については、公布の日から施行され、第2条については、令和5年4月1日から施行となるため、二つの条に分け改正しているものでございます。

次に、期末手当の支給割合の改正内容でございますけれども、下の表の期末手当改正概要をご覧くださいきたいと思います。

今回の改正では、支給割合を現行年間4.30か月を4.40か月、0.10か月引き上げるものでございます。

下の表では、第1条では、令和4年度の支給割合を第2条では、令和5年度以降の支給割合を規定してございます。令和4年度では、12月期に支給する期末手当の割合を2.15か月から2.25か月に0.10か月引き上げ、下の令和5年度以降につきましては、6月期と12月期をともに同じ割合の2.20か月に改正する内容というふうになってございます。

前の8ページに戻っていただきまして、附則をご覧くださいますと、先ほどの新旧対照表の方でご説明いたしましたとおり施行期日を規定しておりまして、この条例につきましては、交付の日から施行する。ただし、第2条の規定につきましては、令和5年4月1日から施行するというふうに附則を定めております。

以上、議案第57号 町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第58号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書10ページです。

総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 議案書の10ページをご覧ください。

議案第58号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

まず、職員の給与制度につきましては、国家公務員の給与制度に準じて定めておりますが、本年8月8日に人事院勧告があり、10月7日に人事院勧告どおりに閣議決定、その後、衆参両院で審議されまして、11月11日に成立されております。

このことを踏まえまして、今回、町職員の給与についても改定することとし、条例改正案を提案させていただいたところでございます。

今回の給料改定につきましては、給料表と期末勤勉手当について改定するものでございます。

本条例改正につきましても、異なる施行日の改正となることから、2条立てとなっており、第1条では、公布の日から施行する給料表の改定と令和4年度の勤勉手当の支給割合を。第2条では、令和5年4月1日から施行する令和5年度以降の勤勉手当の支給割合を規定してございます。

改正部につきましては、次の11ページから14ページまで、新旧対照表が15ページ、

概要資料を16ページに載せてございます。

まず、11ページをご覧いただきたいと思います。

第1条の規定につきましては、先に給料表の別表第1を次のように改めるところの説明をさせていただきたいと思います。

11ページから14ページにかけて改正後の給料表を載せてございます。改正内容につきましては、初任給を高卒程度を4千円、大卒程度を3千円引き上げ、以降、30歳代半ばまでの職員が在職する号俸について引き上げることとし、本年4月1日に遡って適用するというので改正案を載せてございます。

次に、勤勉手当の支給率の改正部分につきましては、15ページの新旧対照表の方で説明申し上げます。

上の枠の第1条につきましては、令和4年度の職員の勤勉手当の支給割合を掲載しておりますが、12月期の勤勉手当を現行0.95か月から1.05か月へ0.1か月分引き上げることとしてございます。期末手当と勤勉手当を合わせると全体で4.30か月から4.40か月に0.1か月分引き上げるといふものでございます。

同様に第2号につきましては、再任用職員の勤勉手当の率の改正を載せてございます。12月の勤勉手当の率を現行0.45か月から0.50か月に0.05か月分引き上げることとしております。期末勤勉手当を合算いたしますと全体で2.25か月に2.30か月に0.05か月分引き上げるものという改正となっております。

下段の枠、第2条でございます。

こちらにつきましては、令和5年度以降の職員の勤勉手当の支給割合を掲載しております。総支給割合につきましては、第1条の改正と変わらず、全体で4.30か月に4.40か月に0.10か月上がるものでございますけれども、令和5年度からにつきましては6月期12月期のそれぞれの勤勉手当の支給割合を同じ割合の1.00か月に改め、第2号では、再任用職員の勤勉手当を6月期、12月期とも0.475か月に改正しようとするものでございます。

16ページの期末勤勉手当改正概要の表につきましては、期末勤勉手当の令和4年度施行の第1条および令和5年度施行の第2条の改正内容でございますので、ご覧いただきたいと思います。

14ページに戻っていただきまして、附則でございます。

第1条第1項では、先ほどご説明した施行期日を規定してございまして、改正第1条は、公布の日から、改正第2条の規定は、令和5年4月1日から施行することとして、第2項では、第1条の規定は令和4年4月1日から適用するという規定としてございます。

附則第2条では、改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づく給与は改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすという旨、規定してございます。

以上、議案第58号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより、一括議題の議案第56号、議案第57号、議案第58号について、質疑、討論、採決をいたします。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55号のただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑することを許します。

はじめに、議案第56号の質疑を許します。議案書6ページ。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 質疑がないようですので、議案第56号の質疑を終了いたします。

次に、議案第57号の質疑を許します。議案書8ページ。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 質疑がないようですので、議案第57号の質疑を終了いたします。

次に、議案第58号の質疑を許します。議案書10ページ。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 質疑がないようですので、議案第58号の質疑を終了いたします。

以上をもって、一括議題の質疑を終了いたします。

これより一括議題の討論を行います。

討論にあたっては、議案番号を指定してから討論願います。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより一括議題の議案第56号、議案第57号、議案第58号の採決をいたします。

討論のなかった案件については、一括採決をいたします。

議案第56号、議案第57号、議案第58号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、議案第56号、議案第57号、議案第58号は、いずれも原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の宣言

○議長(須河 徹君) 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、令和4年第4回訓子府町議会臨時会を閉会いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時51分